

## 保険料自動振替貸付の約款記載事項変更に関するご案内

メットライフ生命保険株式会社

弊社では、月払契約(\*1)における保険料のお立替制度(以下、保険料自動振替貸付)のお利息の計算方法(起算日)を2014年7月1日より変更いたしました。この変更に伴い、同日より約款の「保険料の自動振替貸付」の記載を変更いたしました。

つきましては、変更の概要を下記の通りご案内させていただきます。

なお、月払契約において2014年7月1日以降に新たに発生する保険料自動振替貸付については、ご契約の契約日にかかわらず、変更後の計算方法にてお利息を計算いたします。

\*1 月払契約とは、毎月保険料をお払込みいただくご契約のことです。また、半年払契約と年払契約については保険料自動振替貸付のお利息の計算方法(起算日)に変更はございません。

### 記

#### ■月払契約における保険料自動振替貸付のお利息の起算日

##### <変更前>

月払契約における保険料自動振替貸付のお利息の計算は、6ヵ月分の月払保険料を元金として、そのお立替を行った日(保険料払込猶予期間の満了日)の翌日から起算いたします。

##### <変更後>

月払契約における保険料自動振替貸付のお利息の計算は、6ヵ月分の月払保険料のお立替を行った日(最初の保険料払込猶予期間の満了日)以降、毎月の保険料を元金として、それぞれの保険料払込猶予期間満了日の翌日から起算いたします。

#### ■変更後の約款条項抜粋\*2

(下線部分が今回変更されるお利息の起算日に関する箇所です)

(保険料の自動振替貸付)

第16条 保険料が払い込まれないままで猶予期間を経過した場合でも、会社は、保険料を自動的に貸し付けて保険契約を継続させます。ただし、保険契約者からあらかじめ反対の申出があった場合には、この取扱はしません。

2. 本条の貸付は、払い込むべき保険料額(月払契約では払い込むべき以後6ヵ月分の保険料額)とその利息の合計額が解約返戻金額(その保険料の払込があったものとして計算し、本条の貸付または保険契約者貸付があるときはその元利金を差し引きます。)をこえない間、行なわれるものとします。この場合、払い込むべき保険料額(月払契約では、その6ヵ月分の保険料額)を猶予期間満了日に保険契約者に貸付して保険料の払込に充当します。

3. 本条の貸付金の利息は、次の各号のとおり取り扱います。

(1) 年8%以下の会社所定の利率で計算します。

(2) 猶予期間満了日の翌日(本号に限り、月払契約においては毎月の保険料ごとに、それぞれの猶予期間満了日の翌日)から起算します。

(3) 次期以後の猶予期間が満了するごと(月払契約においては猶予期間満了日の翌日から6ヵ月を経過するごと)に元金に繰り入れます。この場合、元金に繰り入れられた後のその合計額の利息計算については、繰入ごとにその繰入日の翌日から起算します。

<以降、略>

\*2 上記は保険料自動振替貸付のお取扱いのある弊社保険商品の約款条項の抜粋です。保険種類やご契約日等により条項番号や数値、記載文言等が異なる場合がございますが、下線変更部分の記載は同一です。

以上